



令和 7 年 1 月 20 日

お客様各位

信用組合広島商銀

在留期間等の確認についてのお願い

平素は広島商銀をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、お客さま情報の適切な管理・更新のため在留カードをお持ちの外国籍のお客さまへ在留資格・在留期間（満了日）が更新された場合、速やかに当組合にお届けいただくようご依頼しております。（特別永住者・永住者の方を除く）

この度、当組合にお届け出の在留期間満了日を経過した場合は預金規定に基づき、お取引の全部または一部を制限させていただきます。

取引制限となったお客さまにおかれましては、在留資格・在留期間（満了日）の更新お手続きをお願いいたします。

当組合への在留資格等の届出・更新手続きは、店頭にて承っております。

在留カード等のご提示と届出書類のご記入をお願いいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上